

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和6年9月24日

世田谷区

1. 業務概要

(1) 件名

世田谷区立羽根木区民集会所活用検討ワークショップ運営等業務委託

(2) 業務内容

ワークショップの計画と実施

羽根木区民集会所の利用率向上や、羽根木地域の課題解消に資する施設の有効活用に向けて、地域住民・団体が参加するワークショップ等を企画・実施する。

ワークショップ開催日は以下のとおり、3回を想定。1回の参加者30人程度。(開催時間は予定)

令和6年11月9日(土) 10時～12時

令和6年11月24日(日) 10時～12時

令和6年12月8日(日) 10時～12時

①ワークショップの企画・運営方針策定

①会場の確保を除くワークショップに必要な物品の準備。

②ワークショップ形式の進行・後片付け。

③開催を周知するためのお知らせ、開催結果を周知するためのニュース(A4両面程度を想定)の原稿作成の補助。

④開催前に区との事前打ち合わせ。

(3) 履行期間(期限)

契約の日から令和7年1月20日(月)まで

2. 参加資格要件

企画提案書提出時において、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。また、同条第2項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)による措置を現にうけないこと。

(2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録があること。

(3) 世田谷区から指名停止および入札参加禁止の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 都道府県民税・市町村民税の滞納がないこと。

(5) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続きの開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないものであること。

(6) 個人情報保護に関する社内規定等が整備されていること。

(7) 令和元年度以降、国または地方公共団体において住民参加を主体としたワークショップ運営

業務の受託実績があること。

(8) 羽根木区民集会所活用検討ワークショップ運営等業務委託プロポーザル選定委員会委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

3. 企画提案書等の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。参加資格が確認できた者には招請通知を送付し、参加資格が確認できなかった者には確認できなかった旨を通知する。

4. 質問

質問締切：令和6年10月14日（月）

質問回答：令和6年10月16日（水）

5. 企画提案書の特定

参加資格が確認できた者に対して選考を行い、審査結果の評価合計点が第1順位の提案者を委託先の第一候補者として特定する。

選定委員の構成

北沢総合支所支所長 柳澤純

北沢総合支所副支所長 三浦与英

北沢総合支所地域振興課長 生垣明

6. 企画提案書を特定するための評価基準

審査の項目	審査の視点
A 実績	① 同種業務実績が十分か ② 地域精通度があるか
B メインに従事する ファシリテーター の資格・業務実績	① 同種業務実績が十分か ② 地域精通度があるか ③ 建設に関する知識があるか

C 提案内容	① 業務の目的・内容の理解度が高いか ② 業務の特性、目的を適切に把握した提案となっているか (着眼点、課題の明確化、解決方法等) ③ 実現性と説得力のある提案となっているか
D 資料作成能力	① 提案内容がわかりやすくなっているか

	② 見せ方として構成が効果的か
E 業務実施体制	① 的確な業務分担になっているか ② 区の予算額に対し、動員計画・業務分担に妥当性があるか
F スケジュール	① 業務目的実現のため適切なスケジュールとなっているか ② 業務量の整合が取れているか

7. 手続き等

(1) 担当部課

〒155-8666 世田谷区北沢2-8-18

世田谷区北沢総合支所地域振興課 担当 渡邊・永山・大久保

電話：03-5478-8045 / FAX：03-5478-8004

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

1) 期間 令和6年9月24日（火）～令和6年10月7日（月）午前9時～午後5時
（※土曜・日曜・祝休日を除く）

2) 場所及び方法

① 世田谷区ホームページよりダウンロード

区トップページ → 北沢 → 「羽根木区民集会所活用検討ワークショップ運営等業務委託」プロポーザルを実施します

② 上記（1）にて窓口配布（土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）

(3) 参加表明書の提出期限並びに場所及び方法

1) 期限 令和6年10月7日（月）午後5時必着

2) 場所 上記（1）に同じ。

3) 方法 持参または郵送（書留または配達記録郵便）による。

(4) 企画提案書の提出期限並びに場所及び方法

1) 期限 令和6年10月21日（月）午後5時必着

2) 場所 上記（1）に同じ。

3) 方法 持参または郵送（書留または配達記録郵便）による。

8. その他

(1) 本件に関する説明会は実施しない。

(2) 提案書の作成、提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(3) 提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効のものとする。

(4) 提出された提案書は返却しない。また、提出された提案書は当事業の業者選定以外の目的に使用しない。なお、提出された提案書を公開する場合には事前に提出者の同意を得ることとする。

(5) 提案書提出後においては、原則として提案書に記載した内容の変更を認めない。

(6) 区は提案書の内容に拘束されないものとする。選定後、契約内容の仕様については区と選定事業者双方の協議により定める。

(7) 提案書の提出後に2の資格要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交

渉の対象としない。

- (8) 区は、選定した事業者について契約締結が不相当と認められる事由が生じた場合は、選定を取り消すことができる。
- (9) 当該案件に参加を表明した者及び企画提案書を提出した者の商号・名称、並びに提案書を特定した理由（審査経過等）は区が公表できる。
- (10) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (11) 契約保証金 免除
- (12) 契約書作成の要否 要
- (13) 連情報を入手するための照会窓口 「7. 手続き等 (1)」あて
- (14) 応募に当たり、知り得た情報については守秘義務を遵守すること。
- (15) この契約による業務を第三者に再委託してはならない。ただし、当該業務の一部についてやむを得ず第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容を通知し、協議を申し出ること。
- (16) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有（羽根木区民集会所運営支援業務委託）